

平成28年度健康寿命延伸産業創出推進事業(地域におけるヘルスケアビジネス創出推進等事業):公募に関するQ&A

NO	トピック	質問内容	回答内容
1	コンソーシアム	申請の段階で事業者と調整中であり、申請段階で事業者名を明記できる状態にない場合、明記せずに申請することは可能か。	可能である。ただし、事業者名を明記できないということは、各々が主体的にかかわるだけの関係が築けていないと見なさざるを得ないので、評価は低くなる。
2	コンソーシアム	代表団体と参加団体の資本関係に制限はあるか。	特にない。例えば、参加団体が代表団体の子会社等でも良い。ただし、それぞれの役割分担を明確にし、混然一体とならない体制にすること。
3	コンソーシアム	地方公共団体(自治体)はコンソーシアムに参加できるか。公募要領p.6に「コンソーシアム体制(自治体、医療・介護機関/関連団体、大学、金融機関、民間事業者などで構成。(後略))」とある一方、「III. 応募資格」によれば地方公共団体はコンソーシアムに参加できないとある。	地方公共団体はコンソーシアムの構成員(代表団体・参加団体)になることはできないが、コンソーシアムの協力団体になることはできる。公募要領p.6には、地方公共団体もコンソーシアム「体制」には参加することができるという意味で記載している。
4	コンソーシアム	独立行政法人や公立の学校法人は代表団体・参加団体になることができるのか。	法人として単独で弊社と契約を結べるならば、代表団体・参加団体になることができる。例えば、公立の小学校は単独で契約を結ぶことができないため、代表団体・参加団体になることはできないが、国立大学法人は契約を結ぶことができるため、代表団体・参加団体となることができる。
5	コンソーシアム	再委託契約書の雛形はあるか。	代表団体と参加団体との再委託契約の具体的な条文案(雛型)は、採択決定後に、採択団体に対して提供予定であるので、現時点では資料3「契約書(案)」を参照いただきたい。代表団体と参加団体との再委託契約においても、資料3「契約書(案)」の内容に準拠した条項で契約を締結していただくことになる。
6	コンソーシアム	昨年度は連携団体との確約書の様式が指定されていたが、本年度は自由形式による連携団体確約書を申請書類として提出すべきか。	本年度は確約書の提出は求めない。参加団体・協力団体と適切な連携が取られていることは、「(様式2)提案書」の中で適宜示していただきたい。
7	コンソーシアム	参加団体として、地域版協議会に含まれる組織を再委託先として入れてもよいか	地域版協議会の参加組織がコンソーシアムの参加団体となっても問題ない。むしろ、地域版協議会との連携の観点からみて、機能的な体制である。
8	コンソーシアム	実証で使用するプログラム開発を外注する場合、外注先の団体は参加団体となるか、協力団体となるか。	事業実施コンソーシアムの構成員として今回の委託事業に参画する団体であれば、「参加団体」とする。一方、コンソーシアムに参画せず、単なるプログラム開発作業のみを発注する外部委託先という位置付けの企業等については、「参加団体」「協力団体」のいずれにも該当しないもの(コンソーシアム参加団体ではない業務委託先)として取り扱う。

平成28年度健康寿命延伸産業創出推進事業(地域におけるヘルスケアビジネス創出推進等事業):公募に関するQ&A

NO	トピック	質問内容	回答内容
9	コンソーシアム	実証において、外部団体の研修機関の養成講座を受講する場合、講座を開講する団体は参加団体となるか、協力団体となるか。	その外部団体が事業実施コンソーシアムの構成員として委託事業に参画するのであれば、費用発生の有無に関わらず「参加団体」としてください。その外部団体に対して養成講座受講のための費用等を支払う必要が無い(代表団体との契約関係なしで協力を得られる)のであれば「協力団体」としてください。費用を支払う必要があり、コンソーシアムの構成員ではない、という場合は、「参加団体」「協力団体」のいずれにも該当しないもの(コンソーシアム参加団体ではない業務委託先)となります。
10	提案内容	実証の短い期間のなかで挙げる効果のみを評価されるのか、将来的な成果も加味して評価されるのか。	ぜひ中長期的な視点も入れて提案していただきたい。ただし、そのなかで今年度何をするのかは明確にすること。併せて、今後2,3年にわたり国から補助を受けなければ成り立たないような計画になっていないか確認いただきたい。(資料2評価項目一覧5.3参照)
11	提案内容	医療法人が事業を行う場合、実証内容が、結果的には混合診療に該当してしまう可能性があるのではないか。公的保険制度の内外の切り分けについてどのように考えればよいか。	医療法人が事業を行う場合、現状でも、例えば保健サービスなどは医療法人でも可能と考えられるが、切り分けは現時点でも課題として残っているので、その部分も含めた提案内容に期待したい。
12	提案内容	申請する事業が、過去に本事業として受託している事業の一部として位置づけられる場合、受け付けられるか。	これまでに実施した内容を繰り返すだけの提案では、採択することができないので、なんらか、新たに事業をする意味のある内容を打ち出してほしい。
13	提案内容	一つの事業のなかで、連携する複数の事業者がそれぞれ個別の実証内容を提案していても良いか。	提案しても良い。ただし、協議会としては事業内容をどのように整理し、優先順位をつけているか、また複数の内容を実施する意味があるのか(シナジーが生まれるものなのか)等の疑義が生じる。
14	提案内容	実証地域の範囲について、どの程度を期待するか。	基本的には、地域版協議会の設置単位である都道府県・市町村単位を想定している。
15	提案内容	事業内容について、ICT技術を用いたヘルスビジネスを推進することは必須か。	事業が募集テーマ(i~v)のいずれかに該当していれば、事業においてICT技術を用いることは必須条件ではない。
16	協議会	協議会と連携するとは、実証をする地域の協議会と連携していれば良いのか、新たに他の地方等の協議会と連携しなければいけないという意味か。	他の地方ではなく、実証をする地域の協議会との連携を想定している。

平成28年度健康寿命延伸産業創出推進事業(地域におけるヘルスケアビジネス創出推進等事業):公募に関するQ&A

NO	トピック	質問内容	回答内容
17	協議会	連携する都道府県に今後協議会を立てる予定がない場合、審査の対象となるか。	基本は設置した(あるいは設置予定の)協議会と連携することを求めている。ただし、相当の事情があり、設置が難しいという場合、協議会と連携しているのと実質同等である(実証において連携しているのと同程度の働きができる)ことが示せる場合は、ひとまず審査の対象となりえるが、採択の確度は低くなる。
18	協議会	連携する都道府県に今後協議会を立てる予定がない場合、都道府県から後援・補助を受けていることを協議会と連携していると同等と見なせるか。	見なせない。都道府県から後援・補助を受けていることは、協議会の連携とは別である。
19	協議会	複数の協議会と連携しても良いか。	連携している協議会の数は特に評価しないが、地域に密着した事業を展開できるだけの関係を複数の協議会と築けているならば、喜ばしい。
20	協議会	協議会は設立見込みでも申請可能か。	可能である。ただし、申請までに地域の課題について議論がなされ、課題が共有されている必要がある。当初見込んだ条件では設立できなかった、ということのないように確約いただきたい。
21	協議会	協議会ではないが協議会と同等の働きが期待できる団体(医療系の団体など)と、新しく立ち上げ中の協議会がある場合、どちらと連携すればよいか。	協議会とは、基本的に各都道府県、各市町村に1つずつ立ち上げるものを想定しているため、既存の協議会がある場合はまずその協議会と連携する必要がある。既存の協議会がなければ、これまで活動してきた別団体との連携や、新たな協議会の立ち上げを前提とした提案も受け付けるが、その場合も、関係者の巻き込み・合意形成が求められる。
22	協議会	今年度事業を行う地域とは別の地域の協議会とすでに連携しているが、新たに事業を行う地域の協議会と連携する必要があるか。	実証をする地域の協議会との連携を想定している。
23	協議会	地域版協議会との連携について、契約等書面を応募時に示す必要があるか	地域版協議会との推薦あるいは連携についての様式は問わない。ただし、提案内容は、地域版協議会において当該地域の抱える課題が議論され、その議論を踏まえたものとなっている必要がある。また、提案内容において、地域版協議会の果たす役割・機能が明確に示されている必要がある点に留意いただきたい。
24	協議会	〇〇地域の協議会の連絡先を教えてください。	個別の地域版協議会の詳細については、各地方経済産業局に問い合わせいただきたい。

平成28年度健康寿命延伸産業創出推進事業(地域におけるヘルスケアビジネス創出推進等事業):公募に関するQ&A

NO	トピック	質問内容	回答内容
25	協議会	市区町村と連携して事業を実施するが、その市区町村で地域版協議会が設置されていない場合、都道府県で設置されていれば都道府県の協議会と連携すれば問題ないか。	設置自治体に係らず地域版協議会からの推薦又は連携ができていれば応募することができる。ただし、事業を実施する自治体に地域版協議会が設置されている場合は、その自治体における地域版協議会の推薦あるいは連携があることが望ましい。
26	事業費	機器は原則レンタルとのことであるが、実証後にあらためて設備投資しなければならないというのは負担が大きい。この点についてどう考えればよいか。	本件は補助事業ではなく委託事業なので、主体的に設備投資するつもりがないのであれば、委託先としては不十分である。
27	事業費	機器の購入について、取得単価20万円未満の制限があるが、1万円の血圧計を20台購入する場合、取得単価は1万円か、20万円か。	その場合、単価は1万円と考える。ただし、原則として機器はレンタルで調達するよう求めていることに留意していただきたい。例えば、レンタルよりも購入のほうが経済的であることが示せる場合等に限られる。
28	事業費	公募要領(p.18)に「各採択コンソーシアム等は月1回程度、定期的にNTTデータ経営研究所及び経済産業省に対し面談での進捗報告を行う」という記載があるが、これに係る東京までの旅費(移動費・宿泊費等)は計上することができるか。	NTTデータ経営研究所及び経済産業省との面談(進捗報告等)の際の経費(交通費・宿泊費等)は「旅費」として計上して差支えない。ただし、事業採択・契約締結前の経費(公募説明会やヒアリング審査等のための旅費)は、遡及して計上することができない。
29	事業費	外注費が全体の5割を超えてはならないとあるが、これには再委託費も含まれるのか(委託契約書(案)第6条に再委託には外注及び請負を含むとある)。	「外注費」は委託費総額の5割未満にする必要があるが、「再委託費」にはそのような制約は特にない。契約書(案)第6条第1項では、「再委託」について、「外注及び請負を含む」と広く定義しているが、費用の計上区分としては、「外注費」(5割未満)と「再委託費」(5割未満でなくてよい)を、それぞれ別のものとして計上する。
30	事業費	備品のレンタルには金額制限はあるか。また、複数台のレンタルの場合、台数には制限はあるか。	機器をレンタルする際の金額や台数による制限はない。ただし、レンタル/購入に係わらず、「(様式4)見積書」の算出根拠欄には単価、数量、借用期間等の算出根拠を明示し、提案内容との整合が確認できるようにすること。
31	事業費	活動量計等を「備品費・借料及び損料」として計上したい場合、「本委託事業の用途のみで購入・使用されたことを事後に客観的に確認」する方法としては、具体的にどのような方法があるか。	調達した物品を、いつ・どこで・誰が・どのように使用したか、調達した数量と使用した人数等とに乖離はないか、使用後にはどのような取り扱い(処分)がされたか、といった事実を、事業期間の終了後であっても確認できる記録(書面や写真等)を残していただく等の方法が考えられる。
32	事業費	新聞に実証内容の記事を掲載したい場合、経費の科目はいずれか。	新聞広告の掲載費用は「外注費」へ計上してください。

平成28年度健康寿命延伸産業創出推進事業(地域におけるヘルスケアビジネス創出推進等事業):公募に関するQ&A

NO	トピック	質問内容	回答内容
33	事業費	参加団体である大学の先生に業務をお願いする場合の費用は、「人件費」に計上するのか、「再委託の人件費」で計上するのか。	参加団体である大学の先生(常勤の教員の方等)に、大学での勤務時間の一部を当委託事業のために割いていただく場合は、参加団体(再委託先)の人件費として費用を見積もってください。すなわち、「様式4 見積書」においては、その費用は「再委託費」に含まれることとなります。
34	事業費	事業の中に「有料サービス」と「無料サービス」があり、同一人物が双方の業務に係った場合の人件費は、その工数比率で「無料サービス」分のみ計上すればよいか。	ご理解のとおり、「無料サービス」分のみ計上が可能である。なお、事業期間中の人件費は、「業務日誌」への従事時間の記録により当事業(無料サービス)に従事した日時及び時間数を特定して示していただくことになる。
35	事業費	自社製品を本事業のために調達した場合、経費区分はいずれに該当するか。	支出の内容によりご判断いただきたい。例えば、1年以上継続して使用可能な物品の調達であれば「備品費・借料及び損料」、単回での使用や1年未満の使用で消費してしまう物品の調達であれば「消耗品費」、自社の通信設備を利用した際の回線費用であれば「その他諸経費(通信運搬費)」等が考えられる。
36	事業費	参加団体の建物を使って会議やセミナー等を行う場合、当該物件の賃料(当該事業を行っている時間の使用料)は計上してよいか。	参加団体(再委託先)の事業費(「様式4 見積書」においては「再委託費」)に計上する。ただし、内部関係者が施設を利用する際の利用料の規定などの合理的な根拠に基づいて利益相当分が排除された金額を計上すること。事業が採択された際には、「再委託費」の詳細な内容をあらかじめ精査させていただくことを、あらかじめご了承ください。
37	事業費	実証において、外部団体の研修機関の養成講座受講をする場合、費用は事業費の外注費に計上すればよいか。	当委託事業のために、特別な養成講座の開催を発注するような内容であれば「外注費」として、一般向けに通常開講されているような講座の受講料等であれば「その他諸経費」に計上してください。ただし、一般向け講座の受講費用については、その内容が当委託事業を実施するために必要不可欠なものであることが確認できない限り、委託費用への計上が認められない可能性がありますのでご注意ください(委託事業に直接関係の無い一般的な能力養成のための費用は、委託経費には該当しません)。
38	事業費	参加団体への再委託費見積は提出が必要か。	公募申請書類としての「(様式4)見積書」は、代表団体分のみ提出いただきたい。参加団体の見積書(代表団体の再委託費の内訳書)は、採択決定後に、あらかじめ代表団体分と併せて提出いただく予定である。
39	経産局	地方経済産業局との連携はどの程度求められるのか。任意に設立した協議会が地方局に認められないような場合はどうか。	地方経済産業局との連携は、関係者巻き込みの前提と考えていただきたい。経済産業省(本省)よりも地域の実情に詳しい地方局の関与は、事業推進のために不可欠と考える。

平成28年度健康寿命延伸産業創出推進事業(地域におけるヘルスケアビジネス創出推進等事業):公募に関するQ&A

NO	トピック	質問内容	回答内容
40	申請事務	日曜日着で事務局に郵送した場合、受け付け可能か。	休日の到達分は郵便局等に留め置かれ、翌営業日の受け取りとなるが、送付自体は差し支えない(ただし、休日にバイク便等の直接受け取りはできない)。
41	申請事務	副本の体裁について、文字にパンチがかかる場合、正本より縮小して印刷してもよいか。	縮小して印刷する等、文字が読めないことのないように配慮いただきたい。
42	申請事務	財務諸表の体裁(両面可否、ホチキス可否、2穴空け、クリップ止め等)について指定はあるか。	財務諸表については、特に出力方法やまとめ方の指定はない。2穴空け、クリップ止め共に特に必要ないので、既存の様式で提出いただければよい。
43	申請事務	提案書は最大30枚と指定があるが、どの部分の内容を増やしてもよいか。	増量箇所についての指定は特にない。
44	申請事務	申請書様式2の中の13ページに掲載されているスケジュール表には、指定の様式(excelファイル等)があるか。	特にない。掲載されているスケジュール表はあくまでも記述例である。
45	申請事務	今年度に法人資格を取得したため、3年分の財務諸表を申請書に添付することができない場合、この度の公募には応募できないか。	設立初年度の法人であっても、応募は可能である。「設立初年度につき財務諸表が無い」旨を記載したメモ等を、応募書類に同封していただきたい。
46	その他	次の注意書き(吹き出し)の内容はどこを指すか。 P.9【4.1 本実証の目的(詳細)】「1.6 事業の実施内容」及び「2.2 実施スケジュール」 P.13【6.1 実施スケジュール】「1.6 事業の実施内容」及び「2.2 実施スケジュール」	次の通りです。 ◆ P.9 (誤)「1.6 事業の実施内容」及び「2.2 実施スケジュール」 ↓ (正)「3 事業の概要」及び「6.1 実施スケジュール」 ◆ P.13 (誤)「1.6 事業の実施内容」「1.7 事業の実施方法」 ↓ (正)「3 事業の概要」 なお、スケジュール表については、特に「3.2具体的な事業内容」に記載される各実施項目と、13ページのスケジュール表の各行(実施項目)との整合に留意いただきたい。
47	その他	今後の公募の予定はあるか。	今後の公募の予定(同様の公募の有無等)については、毎年度の国の予算編成に依るため、お答えしかねる。